

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 7 号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 1 条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 2 5 年函館市条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号)第 49 条第 1 5 項に規定する心理担当職員をいう。)または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第 3 条の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第 3 条中「限って」を「限り」に改め、同条ただし書中「保育

士」の後ろに「（同条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項の規定により保育士とみなされる者および同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第6条を附則第7条とし、附則第5条を附則第6条とし、附則第4条を附則第5条とし、附則第3条の次に次の1条を加える。

第4条 第37条第3項および前条の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の後ろに「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第37条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第37条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。